

安曇野市犯罪被害者等支援施策一覧

令和5年12月27日現在

1.目的

犯罪被害者等が社会から取り残されることなく、早期に回復し日常生活を再建できるよう犯罪被害者等支援を充実させ、社会全体で支えていくことが求められている。

国は、平成16年に「犯罪被害者等基本法」(以下「基本法」という。)を制定。基本法第5条において、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されており、長野県は、令和4年4月から「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行、同条例に基づき「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定した。

安曇野市では、令和5年12月27日に「安曇野市犯罪被害者等支援条例」(以下「条例」という。)を制定。この「安曇野市犯罪被害者等支援施策一覧」は、条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する市の施策を実効的に推進していくことを目的としている。

2.支援施策

(1)支援体制の整備

犯罪被害者等の被害を回復及び軽減し、日常生活を再建していくためには、犯罪被害者等が置かれる状況に応じた支援を、必要な時に受けられるようにするための体制整備が必要である。犯罪被害者等の支援に携わる庁内関係部署が、緊密に連携して適切な支援を行うため、支援窓口を設置し周知を図る。

取組内容	担当課等
支援窓口の設置及び周知 犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置し周知を図る。また必要に応じて庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、支援を行う。	人権共生課

(2)相談及び情報の提供等

犯罪被害者等は、様々な問題に直面し、迅速な支援が不可欠で、時間の経過とともに求められる支援内容も変化する。犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。

取組項目	担当課等
犯罪被害者等支援の周知 広報誌や安曇野市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信する。	人権共生課
市税等の税金相談 状況等を伺い、申告や納税に関する相談に応じる。	税務課 収納課
国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免 状況に応じた減免や分納納付などの相談に応じる。	国保年金課
国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る	国保年金課

相談支援 第三者によって怪我等をした場合に受けられる各保険制度の説明と手続きを行う。	
DV被害者の国民健康保険の加入、被保険者証の発行 DV被害により住民票を移動できない被害者に対し、市内に住民登録のない状態でも、国民健康保険の加入手続きを行い、被保険者証を交付する。	国保年金課
身体的・精神的な健康の不安や不調に関する相談支援 被害者本人やその家族等の心身や不安や不調、それに伴う生活上の困りごとに対して、相談、支援を行う。	健康推進課
障がい者(児)の福祉サービスに関する相談 障がい者(児)やそのご家族等からの障がい福祉サービス等の利用希望に対し、情報提供や利用等に必要な支援を行う。	障がい者支援課
障がい者手帳の取得手続案内 障がい者となった犯罪被害者等に、障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の説明と手続きを案内する。	障がい者支援課
家庭児童相談事業 子育てについての相談を行う。養育上の不安や児童虐待についての相談支援を行う。必要に応じて児童相談所等関係機関と連携して対応を行う。	子ども家庭支援課
ひとり親相談事業 ひとり親家庭について、自立のための相談支援を行う。県と連携し就労相談や母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内を行う。	子ども家庭支援課
女性相談事業 配偶者や交際相手からの暴力についての相談支援を行う。女性の自立に向け、女性の抱える様々な問題について相談を行う。	子ども家庭支援課
ひきこもり対応推進事業 ひきこもり状態にある方やその家族の相談や支援を行う。	子ども家庭支援課
高齢者の福祉に関する相談 高齢者の介護をはじめ各種福祉サービスの利用方法や高齢者虐待を含む相談等に対応する。	高齢者介護課
介護保険料に関する相談 状況に応じた減免や分納納付などの相談に応じる。	高齢者介護課
介護保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援 第三者によって怪我等をした場合に受けられる保険制度の説明と手続きを行う。	高齢者介護課
要支援・要介護認定 介護認定が必要となった場合、地域包括職員が相談や手続きに対応する。認定後は担当ケアマネージャーがケアプランを作成し、様々な支援を行う。	高齢者介護課

状況に応じた地域包括センターとの連携による支援 対象者の状況に応じて、地域包括支援センターにおける専門職と、地区担当保健師が連携し、相談訪問等の支援を行う。	高齢者介護課
生活困窮者自立支援 生活困窮者自立支援法に基づき、支援員が相談者の課題を把握し、相談の状況に応じて支援計画を立てながら支援する。	福祉課 安曇野市社会福祉協議会
消費生活相談 契約のトラブル、悪質商法など、消費生活に関する相談に対応する。	地域づくり課
教育支援センターによる支援 スクールソーシャルワーカーや教育相談員による相談支援を行う。	学校教育課
学校訪問相談支援 犯罪被害者等となった児童生徒について、スクールカウンセラーによる相談支援を行う。	学校教育課

(3)日常生活への支援

犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う心身の不調、精神的負担の増加により、被害を受ける前まで行っていた日常生活における家事、育児、介護、食事作りなどが困難となる。こうした日常生活の営みを支援し、被害の回復及び軽減を図る必要がある。

取組項目	担当課等
家事・育児・介護の支援 家事・育児・介護の支援以下のサービスを利用する場合に、費用を助成する。 家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物など 育児援助：保育、保育園・幼稚園の送迎など 介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助など	人権共生課
配食の支援 外出が困難となり食事を用意することに支障がある場合に利用する配食サービスの費用を助成する。	人権共生課
一時保育の支援 就学前の子の家庭での保育に支障が生じた場合に利用する一時預かり保育の費用を助成する。	人権共生課
カウンセリング等の支援 支援精神的な被害の軽減又は回復のために受けるカウンセリング等の費用を助成する。	人権共生課
報道対応の支援 報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用を助成する。	人権共生課
弁護士相談の支援 犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用を助成する。	人権共生課
高齢者福祉サービス	高齢者介護課

介護保険の対象となる方に対し、介護サービスや介護予防サービス等福祉サービスを通じて生活の支援を行う。	
生活管理指導短期宿泊事業 身の周りの事は自身でできるものの、一時的に在宅生活が困難な65歳以上の方へ生活習慣の指導、体調の調整を図る。	高齢者介護課
障害(児)福祉サービス 障害支援区分に応じ、生活上の必要な介護支援を行う介護給付や、日常生活や社会生活を営むために必要な訓練を行う訓練等給付の提供を通じて生活の支援を行う。	障がい者支援課

(4)居住の安定

犯罪被害者等が、犯罪被害や二次被害、再被害等により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、安全の確保及び居住の安定を図るための支援を行う。

取組項目	担当課等
転居費用の支援 従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成する。	人権共生課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置 DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のため、住民票や戸籍の附票の交付等について、原則、本人以外には交付不可とする。	市民課
税の諸証明の発行制限 住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合は、発行を制限する。	税務課
養護老人ホーム入所 要介護認定を受けておらず、自宅で生活することが困難な状況であると入所判定会議において認められた65歳以上の方を支援する。	高齢者介護課
住居確保給付金の支給 離職や休業等で経済的に困窮している方に、賃貸住宅の家賃額(住宅扶助特別基準額を上限)を原則3か月間支給するとともに、就労機会の確保に向けて支援する。	福祉課
市営住宅への入居 市営住宅入居申込時の単身入居要件の緩和や優先入居、目的外利用による市営住宅の提供等の対応を行う。	建築住宅課

(5)経済的負担の軽減

犯罪被害者等は、被害を受けることにより様々な経済的負担を強いられるため、その負担の増大を軽減することができるよう、支援金を給付する。また、利用可能な経済的支援制度に関する情報提供や助言を行う。

取組項目	担当課等
------	------

犯罪被害者等支援金の支給 被害直後から強いられる様々な費用負担の増加に対し、経済的負担を軽減するため、遺族支援金、重症病支援金を支給する。	人権共生課
葬祭費の支給 国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給する。	国保年金課
高額療養費の支給 大きな手術などで保険医療を受け、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給する。	国保年金課
生活保護費の支給 病気やケガ、事故など様々な理由で生活に困窮する方に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自立できるよう手助けするため、保護費を支給する。	福祉課
福祉医療費給付金の支給 18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者、妊産婦の方の医療費の負担を軽減するため、福祉医療費給付金を支給する。	福祉課
児童扶養手当 要件に該当するひとり親家庭等で子どもを養育する方に支給する。	子ども家庭支援課
ひとり親家庭の就業に関する給付金の支給 ひとり親家庭となった母及び父に対して、資格取得や職業能力向上のための受講費用など、就業に関する各種給付金を支給する。	子ども家庭支援課
犯罪により障がい者となった場合等の手当の支給 障がい者となった犯罪被害者等で対象となると思われる者に、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の手続きを行い、支給する。※特別児童扶養手当は県から支給。	障がい者支援課
自立支援医療(精神通院)の適用 精神疾患で、通院による治療を続ける必要がある方の医療費の自己負担を軽減する。	障がい者支援課
就学援助費の支給 経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者へ、学校給食費や学用品費等の一部を援助する。	学校教育課

(6)市民等及び事業者の理解の増進

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等の理解を深め、二次被害等を予防し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施する。

取組項目	担当課等
犯罪被害者等支援の周知【再掲】 広報誌や安曇野市ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信する。	人権共生課

地域・職場における啓発 地域における人権学習、企業を対象とした企業人権教育研修などにおいて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	人権共生課 生涯学習課
学校における教育 道徳教育等を通して、相手の立場に立って思いやり、行動することの大切さとSNS等における情報拡散の危険性に係る情報モラル等の教育を実施します。	学校教育課

(7)民間支援団体に対する支援

民間支援団体は、被害者等支援において重要な役割を果たしており、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう支援を行う。

取組項目	担当課等
早期援助団体への支援 犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」に財政的支援及び活動支援を行います。	人権共生課